

2020年7月17日

新型コロナウイルス感染症と診断された市民の皆様へ

神戸市健康局 保健所
予防衛生課 結核・感染症係

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づく新型コロナウイルス感染症の患者および接触者の発生動向調査及び積極的疫学調査と分析について

神戸市は、感染症法のもと厚生労働省から示されている通知に基づき指定感染症である新型コロナウイルス感染症に対応しています。感染・発病者がなるべく少なくなるよう、また医療崩壊を防ぎ、日常生活への影響も最小限であることをめざして神戸市保健所及び各保健センター職員全員で日々、努力しております。

新型コロナウイルス感染症は新しい病気であり、他人への感染性や潜伏期など感染拡大防止につながるエビデンスがまだまだ不十分です。そのため、原因の究明が感染拡大防止に重要であり、結核と同様情報の収集及び分析並びに公表を進めることが重要であります。そのため疫学情報を分析し、新型コロナウイルス感染症対策に役立てるよう努力しております。その一環として、分析結果の一部を学会・研究会等で口頭または文書で発表することがありますので、その概要を公開いたします。

1. 課題

神戸市での新型コロナウイルス感染症患者および接触者の積極的疫学調査(実地疫学的および分子疫学的調査)・分析

2. 目的

2020年に発生した新型コロナウイルス感染症患者の神戸市での発生状況を把握し、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査(実地疫学・分子疫学調査)及びその分析により、神戸市での新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、感染経路を推定し、より有効な感染防止対策を実施することが目的です。その一環として、新型コロナウイルス感染症の多様な臨床症状、クラスター形成を含む市内の流行状況を臨床現場の医師に情報提供して、早期診断・早期治療につなげ、神戸市の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止をめざします。市民にも神戸市での新型コロナウイルス感染症の発生状況と疾患の特徴について周知し、感染拡大防止を図ることが目的です。

3. 対象

神戸市での2020年3月1日から2023年3月31日までの新型コロナウイルス感染症登録患者及び接触者

4. 方法

感染症法に基づく発生動向調査の記録・積極的疫学調査(実地疫学調査・分子疫学調査)、また行政検査の結果よりレトロスペクティブに年齢、性別、診断までの期間、症状、退院または退所までの期間等を調べ、それぞれの因子の関係等を考察する。

5. 個人情報の保護

氏名等の個人を識別しうる情報は、解析用データには含まれないため、個人情報を分析に用いることはありません。学会発表などの際に、個人情報が公開されることはありません。

6. 分析に用いる情報の種類

感染症法に基づく発生届や、行政検査依頼時の調査票・検査依頼伝票、検査結果に加え、積極的疫学調査(実地疫学および分子疫学調査)など保健事業で得られた情報を使用します。

7. 予定期間

令和2年7月17日(倫理委員会承認日)から令和5年3月31日

8. 組織

(1)実施責任者

神戸市健康局保健所 予防衛生課 藤山理世

(2)共同研究者

神戸市健康局保健所 伊地智昭浩 楠信也 山崎初美

同 予防衛生課 都倉亮道 尾崎明美 清水真由美 堤 典江 横田香七恵 鈴木雅子

神戸市健康局環境保健研究所 岩本朋忠 野本竜平 森 愛 中西典子 有川健太郎 米澤武志

神戸市健康局健康企画課 三木竜介

神戸市こども家庭局こども育成部家庭支援課 三品浩基

9. お問い合わせ先

本分析に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。本分析は感染症法に基づく発生動向調査の一環であり、その結果を公表することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に役立つ旨のものです。ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

連絡先:神戸市健康局予防衛生課結核・感染症係

住所 神戸市中央区加納町 6-5-1

電話 078-322-6786

担当 藤山理世